

桂川町指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更 主任技術者選任・解任

- ◆ 名称及び所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から **30 日以内**に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(水道法施行規則様式第 10)を提出してください。
- ◆ 給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から **2 週間以内**に「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(水道法施行規則様式第 3)を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取り消し」要件に該当しますので注意してください。

【添付書類】 表中の○印が添付書類として必要です。

届 出 の 種 類			定款の写し	登記簿の 謄 本	住 民 票 又は外国人 登録証明書	誓 約 書	備 考	
指 定 事 項 の 変 更	氏 名 又 は 名 称	法人	○	○			謄本(記載事項証明書)、 住民票は発行日から3ヶ月以内のもの	
		個人			○			
	住 所	法人	○	○				
		個人			○			
	代 表 者	法人	○	○		○	定款は直近のもの	
	役 員	法人		○		○		
	事業所の名称又は 所 在 地	法人						支店の移転等本店の変更 登記や住民登録の変更を 伴わないもの
		個人						
主任技術者の選任・解任		法人					免状又は主任技術者証の 写しを添付(選任のみ)	
		個人						

◇「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。

◇法人・個人を問わず事業者の承継(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立)は一切できません。この場合には「廃止」→「新規」の手続きをとってください。

◇「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

事業の廃止、休止又は再開の届け出

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書」(水道法施行規則様式第 11)を提出してください。

- ◆ 廃止、休止 … 当該廃止又は休止の日から **30 日以内**
- ◆ 再開 …… 当該再開の日から **10 日以内**

☆ 添付書類は不要ですが、「廃止」の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。

記入例

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

桂川町水道事業

町長 井上 利一 殿

平成24年 4月 1日

届出日付を記入してください。

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指 定 番 号	第 7 7 7 7 号		
い。この欄は変更後の内容で記入してください。	称	株式会社 大江戸建設	
	所	〒111-9999 千代田区丸の内●丁目●番●号	
	名	水 道 次 郎	
	号	5320-XXXX	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代 表 者	水道 太郎	水道 次郎	平成24年3月25日
役員の変更	水道 次郎 水道 三郎	水道 三郎 水道 四郎	// //
住 所	〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番 1号	〒111-9999 千代田区丸の内●丁目● 番●号	//
電 話	5321-1111	5320-XXXX	//
事業所の追加	———	中野営業所 〒222-9999 中野区中野●丁目●番●号 5320-XXXX	平成24年3月31日

押印は不要です。

支店・営業所等の追加の記入例です。
追加する事業所分の「主任技術者選任届」も
併せて提出してください。

扱 者